

川保育発第132号  
令和2年5月26日

市内保育施設長 様

川越市保育課長

### 緊急事態宣言解除後の保育について（依頼）

このことについて、埼玉県に対する緊急事態宣言に基づき、保育施設における感染拡大防止のため、登園自粛を要請しているところでございます。

5月25日付けで埼玉県における緊急事態宣言が解除されましたが、これまでお知らせしたとおり、**登園自粛要請期間は5月31日まで**といたします。

登園自粛期間終了後におきましても、国からの「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」（令和2年5月14日付け厚生労働省子ども家庭局保育課ほか事務連絡）等を参考に、引き続き感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

なお、登園自粛要請期間終了に伴い、6月1日からは原則として保育料の減免は行いません。

また、保育の実施にあたりましては、別紙「彩の国『新しい生活様式』における取組」（令和2年5月22日付け埼玉県福祉部少子政策課長事務連絡）を参考にして取り組んでいただきますよう併せてお願いいたします。

大変お手数ですが、貴施設を利用されている保護者に対しまして、別紙のとおり周知されるよう併せてお願いいたします。

川越市こども未来部保育課入所担当 TEL 049(224)5827 FAX 049(223)8786 E-mail hoiku@city.kawagoe.saitama.jp
--